

譲受をご検討の方へ

中間報酬【基本合意書等締結時】

成約手数料の20%(最低額は500万円) ※消費税別

※基本合意到達までの役務対価として、暫定計算した成約手数料の20%をいただいております。(取引完了時には成約手数料に充当されます)

成約手数料【取引完了時】

<成約手数料テーブル> ※消費税別

譲受対価		手数料率又額
	1.5億円以下の部分	1,500万円
1.5億円超	5億円以下の部分	5%
5億円超	10億円以下の部分	4%
10億円超	50億円以下の部分	3%
50億円超	100億円以下の部分	2%
100億円超		1%

<成約手数料最低金額テーブル> ※消費税別

時価総資産価額		成約手数料最低金額
	5億円以下	1,500万円
5億円超	10億円以下	2,000万円
10億円超		2,500万円

(計算例)

譲受対価 2億円の場合

$$\begin{array}{l} 1.5億円以下の部分 = 1,500万円 \\ 1.5億円超 5億円以下の部分 \rightarrow 0.5億円 \times 5\% = 250万円 \end{array} \dots \text{合計 } 1,750 \text{ 万円(税別)}$$

対象企業の時価総資産価額が 7億円の場合 … 成約手数料最低金額の 2,000万円(税別) が適用

対象企業の時価総資産価額が 12億円の場合 … 成約手数料最低金額の 2,500万円(税別) が適用

譲受対価 7億円の場合

$$\begin{array}{l} 1.5億円以下の部分 = 1,500万円 \\ 1.5億円超 5億円以下の部分 \rightarrow 3.5億円 \times 5\% = 1,750万円 \\ 5億円超 10億円以下の部分 \rightarrow 2億円 \times 4\% = 800万円 \end{array} \dots \text{合計 } 4,050 \text{ 万円(税別)}$$

※詳細はアドバイザー契約書・重要事項説明書をご確認ください。

※実質的な譲受対価の一部とみなされる役員退職金、役員借入金返済等は譲受対価として計算いたします。

※譲渡企業またはその株主が海外に関係会社・事業所・工場を保有する場合、または海外の企業に本件取引に関連する

デューデリジェンスが実施される場合は、成約手数料とは別途500万円(税別)をご請求いたします。

※組織再編やグループ再編などを伴う場合は別途手続き費用が発生する場合がございます。

■上記報酬に含まれないもの

- ・買収監査、特殊な市場調査や技術評価、経営計画作成費用
- ・登記費用及び公認会計士・税理士・弁護士・不動産鑑定士等の専門家費用の実費
- ・譲渡企業の海外事業所等訪問時の通訳費、当社及び貴社関係者の交通費、宿泊費

■別途ご相談となるもの

- ・譲渡企業が関係会社や事業所を多数保有する場合

※ご不明点は別途お問い合わせください。

譲渡をご検討の方へ

成約手数料【取引完了時】

<成約手数料テーブル> ※消費税別

譲渡対価		手数料率又額
	1.5億円以下の部分	1,500万円
1.5億円超	10億円以下の部分	4%
10億円超	50億円以下の部分	3%
50億円超	100億円以下の部分	2%
100億円超		1%

※中間報酬等はいただきません。
※成約手数料最低金額は1,500万円(税別)となります。

(計算例)

譲渡対価 2 億円の場合

$$\begin{array}{l} 1.5億円以下の部分 = 1,500万円 \\ 1.5億円超 10億円以下の部分 \rightarrow 0.5億円 \times 4\% = 200万円 \end{array} \dots \text{合計 } 1,700 \text{ 万円(税別)}$$

譲渡対価 7 億円の場合

$$\begin{array}{l} 1.5億円以下の部分 = 1,500万円 \\ 1.5億円超 10億円以下の部分 \rightarrow 5.5億円 \times 4\% = 2,200万円 \end{array} \dots \text{合計 } 3,700 \text{ 万円(税別)}$$

※詳細はアドバイザー契約書・重要事項説明書をご確認ください。
※実質的な譲渡対価の一部とみなされる役員退職金、役員借入金の返済等は譲渡対価として計算いたします。
※譲渡企業またはその株主が海外に関係会社・事業所・工場を保有する場合、または海外の企業に本件取引に関連するデューデリジェンスが実施される場合は、成約手数料とは別途500万円(税別)をご請求いたします。
※組織再編やグループ再編などを伴う場合は別途手続き費用が発生する場合がございます。

■上記報酬に含まれないもの

- ・特殊な市場調査や技術評価、経営計画作成費用
- ・登記費用及び公認会計士・税理士・弁護士・不動産鑑定士等の専門家費用の実費
- ・譲渡企業の海外事業所等訪問時の通訳費、当社及び貴社関係者の交通費、宿泊費

■別途ご相談となるもの

- ・関係会社や事業所を多数保有する場合

※ご不明点は別途お問い合わせください。